

iDeCo

事業主様向け事務マニュアル

※本マニュアルは2021年4月1日時点の情報に基づいて作成しております。

iDeCo（イデコ）とは、個人型確定拠出年金制度の愛称です。

iDeCoはセカンドライフの資産作りのための制度です。

毎月、掛金を積み立てながら、自分で運用し、その運用の結果に基づいた資金を給付金として、原則60歳以降に受け取るものです。

- ✦ iDeCoは大きな税制優遇があり、有利に老後資産を形成できます。
- ✦ 近年の法改正により、対象者の拡大が行われるなど、国としてもiDeCoを活用した老後資産形成を後押ししています。
- ✦ 従業員様の福利厚生支援策として、ご活用ください

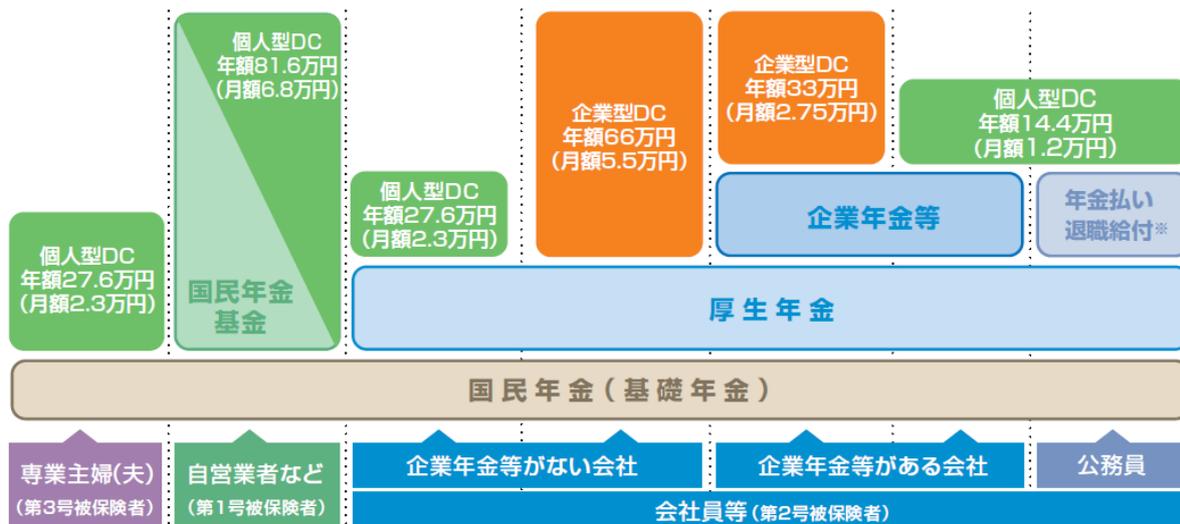
※本マニュアルは、三井住友信託銀行のiDeCoプランに加入する方法を案内しておりますが、iDeCoの運営管理機関は本人が選択可能です。

iDeCo とは？

- ① 法律に規定された年金制度で、自身でお金を積み立て運用します。
- ② 他の年金制度への加入状況に応じ、拠出できる掛金額が異なります。
- ③ 不足が見込まれる老後資産を補うための資産形成制度であり、大きな税制優遇があります。

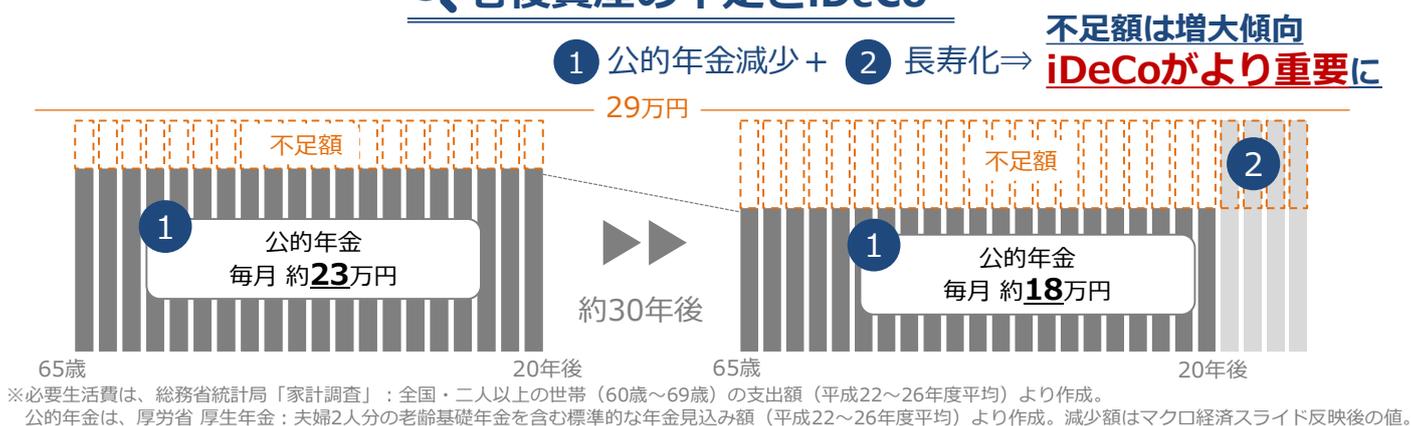
公的年金・企業年金制度の加入状況によってiDeCoで拠出できる掛金額は異なります。

年金制度とiDeCoの関係



iDeCoは、老後生活費の不足を補う資産形成制度として期待されており、国としても税制優遇を設け、活用を促進しています。

老後資産の不足とiDeCo



iDeCoの税制優遇

iDeCoは3つの税制優遇が適用されるため、有利に資産形成が可能です

iDeCoの
3ステップ

1 掛金を出す



掛金は
全額所得控除

2 運用する



運用益は
非課税

3 給付を受ける



受給時は
所得控除の対象

税制優遇

事業主の役割



法定制度であり、税制優遇を伴うiDeCoは、一部の事務を事業主様に対応いただく事項があります。



会社によって、年金制度の加入状況が異なるため事業主による資格証明が必要です。また、税制優遇があるため、年末調整手続きが必要※となります。

※「掛金の個人払込」の場合

＜ご参考＞
個人（職員）

加入
手
続
き

1

掛金を決定

2

運用商品を選択

3

申込書類の提出

加
入
後

4

掛金の拠出・運用

5

掛金や運用の見直し

6

60歳以降に受取り

事業主の役割

もくじ

DVD上映などによる
情報提供

DVD上映
マニュアル
参照

事業主の証明

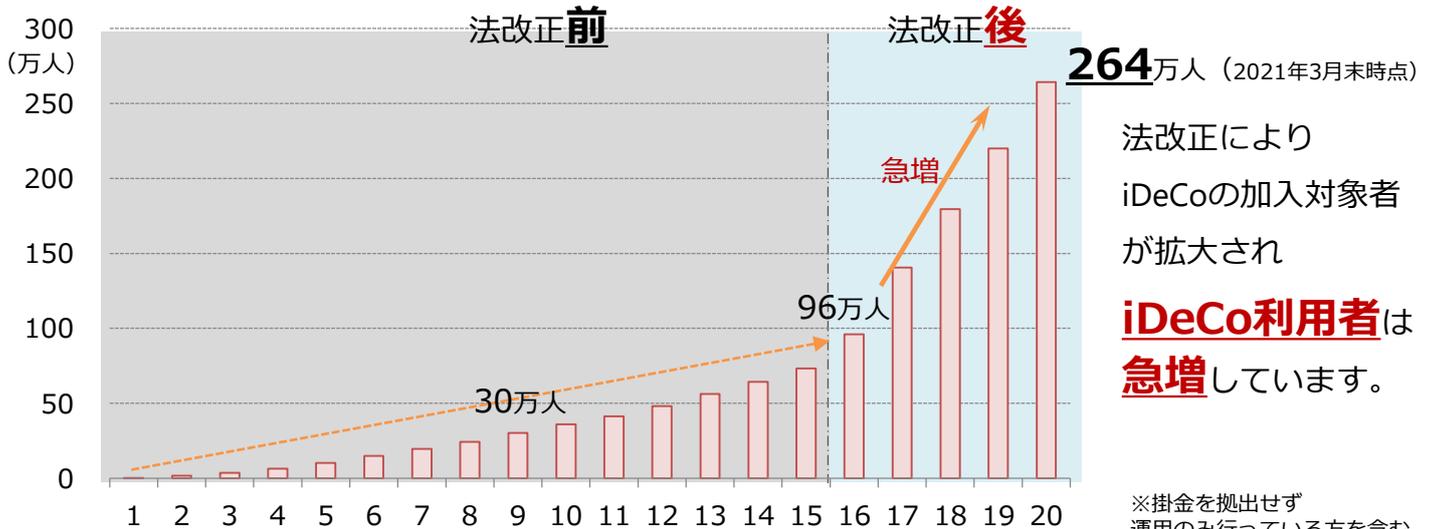
P.3~4

年末調整
現況届の提出

P.5



ワンポイントコラム：「iDeCoは活用されているの？」



法改正により
iDeCoの加入対象者
が拡大され
iDeCo利用者は
急増しています。

加入時の事務

加入手続き時には、他の年金制度の加入状況を証明し加入希望者の掛金限度額を判定する必要があります。

加入申出者から、書類を受け取り、「事業主の証明書」を作成します。左側のページは、申出者記入欄と事業主記入欄で構成されています。

記入方法（左側）

[事業主ご記入項目]

✓ 右ページの確認結果（番号）

[申出者ご記入項目]

- ✓ (申出者の) 氏名・押印・基礎年金番号
- ✓ 希望する掛金納付方法

[事業主ご記入項目]

- ✓ (事業主の) 署名
- ✓ 証明日

[事業主ご記入項目]

- ✓ 「事業所登録」の有無
- ✓ 不明な場合は「分からない」にチェック。

登録事業所番号が不明な場合、**国民年金基金連合会**にお問い合わせください（照会先ページ参照）

[事業主ご記入項目]

- ✓ 掛金納付方法
- ✓ 加入申出者が「事業主払い」を希望する場合にも関わらず、「個人払い」とする場合は、その理由

[事業主ご記入項目]

- ✓ 他の退職金制度の適用日を記入
- ✓ 三重県社会福祉事業職員共済会の適用日を必ず記入（入会日）

国民年金基金連合会 御中 照会コード 13062 事務処理センター用

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入要件をご覧のうえ、ご記入ください。 ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 ●毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要件でご確認ください。 ●選択項目の☑にはし点をご記入ください。
 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
 ●おため先への照会等により、事業主の記入欄を無効で作成・改変したと認められた場合、本加入(変更)手続きが取り消されることがあります。

1. 申出者の情報

申出者印
申出者氏名
基礎年金番号
希望する掛金の納付方法 事業主払込 個人払込

2. 掛金納付方法

掛金を下記の毎月定額で納付します。 納付月と金額を指定して納付します。
 毎月の掛金額 円 0 0 0 月 納付月と金額を指定して納付する場合は「加入者別掛金額登録・変更届」を添付してください。

3. 事業主の署名等

事業主印
電話番号
事業所基本情報
住所
事業所名称
事業主名称(代表者姓 氏名) (証明日記入欄参照)

4. 企業年金制度等の加入状況

右ページの番号記入
企業年金制度等の加入状況
番号を左側に記入してください。

5. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所名称等

郵便番号 電話番号
住所
フリガナ
事業所名称
※左記と同様の場合不要

6. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

(既に事業所登録済みの場合)
事業所番号※
 「個人払込」
 いずれの登録もない わからない
※事業所番号が不明な場合、空欄でも構いません。但し電子申請の場合は番号の記入が必須です。

7. 掛金の納付方法

必ずいずれかを選択してください。左で②を選択した場合のみご記入ください。
 ①申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
 ②申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
 ③申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。
 ④申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。
 ⑤その他()

8. 資格取得年月日

資格取得年月日	退職手当等制度の種類	同制度の実施主体	同制度の根拠法令等
☑ 昭和 ☑ 平成 ☑ 令和 年 月 日	①事業所で実施している退職手当等	事業主	所得税法第30条
☑ 昭和 ☑ 平成 ☑ 令和 年 月 日	②中退共(中小企業退職金共済) 中退共(建設業退職金共済) 中退共(商売等退職金共済) 中退共(特別退職金共済)	独立行政法人労働者退職金共済機構 中小企業退職金共済機構	所得税法施行令第73条第1項第1号
☑ 昭和 ☑ 平成 ☑ 令和 年 月 日	③社会福祉施設職員等退職手当共済	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉施設職員等退職手当共済法
☑ 昭和 ☑ 平成 ☑ 令和 年 月 日	④外国の法令に基づく保険又は共済(退職を理由に支払われるもの)	外国保険業者等	所得税法施行令第72条第3項第2号

9. 退職金制度の適用日

適用日管理欄
 退職金制度管理欄
 適用する年金の納付方法 採用した登録事業所番号
 事業主払込で採番 個人払込で採番

形式書 K-101A1号(2021.01)



※初回手続き時は、手続き完了の翌月に以下の書類が届きます。

- ①事業所登録通知書（事業所番号が記載されているので大切に保管ください）
- ②事業主の手引き（必ずご一読ください ※本資料は簡易版です）

加入時の事務

加入手続き時には、他の年金制度の加入状況を証明し加入希望者の掛金限度額を判定する必要があります。

右側のページは、加入希望者の掛金限度額を判定するフローチャートです。本資料では、企業型DCがない場合を前提に標準ルートをお示ししています。

標準ルート

記入方法（右側）

基礎年号番号 - 証明を受ける
申出者氏名

事業主 **個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認**

●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
 ●該当項目の「」にはしほをご記入ください。
 ●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
 ●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を左記の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

60歳未満の厚生年金被保険者確認

申出者は60歳未満の厚生年金被保険者の被保険者です。 はい いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

はい **事業所に企業型確定拠出年金制度があります。**
 私立学校教職員共済制度(長引)を実施している場合は「いいえ」にしほをご記入ください。

はい **会社単位：企業型DC実施状況**
いいえ **個人単位：他の年金制度加入状況**

申出者は以下のいずれかに該当します。
 ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
 (※1) 厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

申出者は共済組合員(※2)です。
 (※2) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

共済組合員の方は「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」をご使用ください。

掛金上限：23,000円
コード：00

拠出限度額 月額 12,000円
13 厚生年金基金
14 確定給付企業年金

拠出限度額 月額 23,000円
00 他に企業年金制度なし

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

はい いいえ **原則、未使用**

申出者は以下のいずれかに該当します。
 ●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。
 (※3) 厚生年金基金、確定給付企業年金

企業型確定拠出年金規約で「加入者は個人型年金加入者になることができる」と定めている。

はい いいえ **個人型年金への加入資格がありません。**

はい **原則、未使用**

申出者は以下のいずれかに該当します。
 ●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。
 (※3) 厚生年金基金、確定給付企業年金

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ
 iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いします。
 ご不明な点がありましたら、下記まで。
 Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」
 TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

[事業主ご記入項目]

- ✓ 加入申出者が、60歳未満の被保険者であるか否か

[事業主ご記入項目]

- ✓ 企業型DC実施の有無
- ✓ 無い場合、他の企業年金制度や指定共済組合制度の加入者かどうか

[事業主ご記入項目]

- ✓ 企業型DC実施の有りの場合
- ✓ 有りの場合、加入申出者が加入者か否か
- ✓ 加入者でない場合、他の企業年金制度に加入しているか否か

[事業主ご記入項目]

- ✓ 企業型DC加入者の場合
- ✓ 企業型DCとiDeCoの並行加入を規約に定めているか否か
- ✓ 定めている場合、他の企業年金制度に加入しているか否か

加入申出者の年金制度加入状況は、変更が発生する(例、企業型DC導入など)ため、加入後も年一回変更がないことを証明する必要があります。

→加入後の事務のページご参照

加入後の事務



加入後も一定の事務対応が発生します。
詳細については、事業所登録完了後に発送される
「事業主の手引き」をご確認ください。



本資料では、一般的に選択されている「掛金の個人払込」を前提に概要をご案内します

税制関連の実務（年末調整）

年末調整

※「掛金の事業主払込」の場合は異なります。

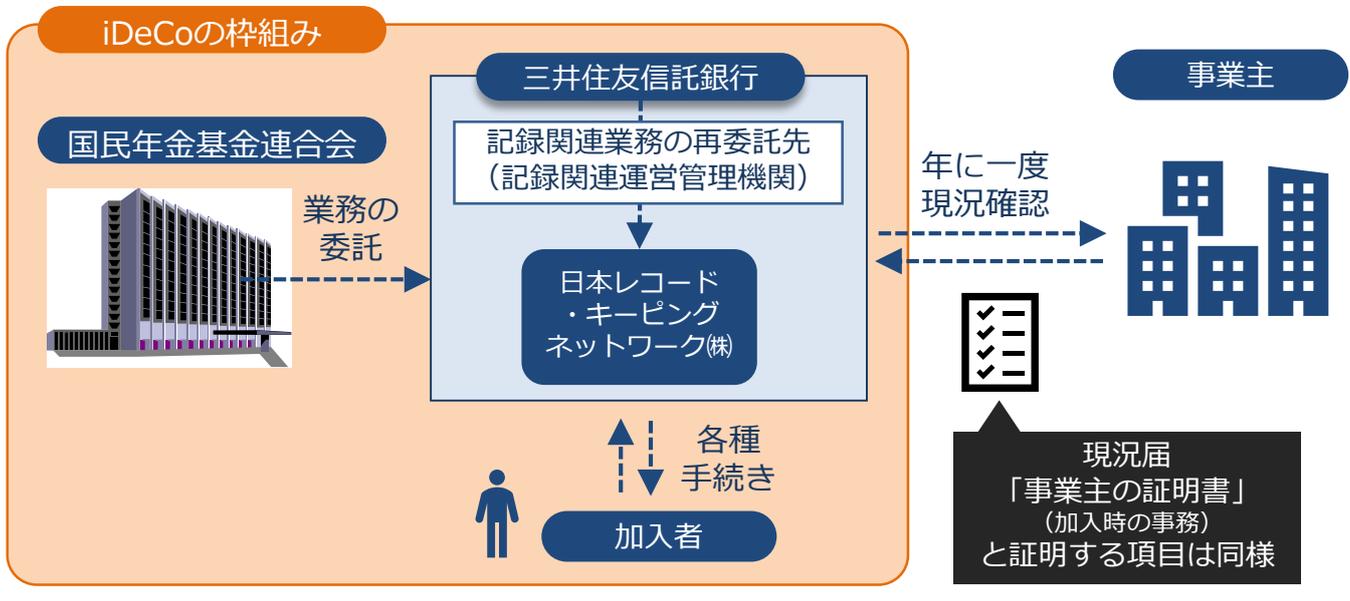
加入者からの「小規模企業共済等掛金払込証書」のご提出に基づき、年末調整事務が発生いたします。

<加入者様側の対応（ご参考）>

所得控除（小規模企業共済等掛金控除）を受けるために、
年末調整もしくはご自身で確定申告をしていただく必要があります。
その際は、毎年10月頃に国民年金基金連合会から本人宛に届く「小規模企業共済等掛金払込証明書」の添付が必要です。

年1回の加入資格証明（現況届）

加入時に証明した内容について、毎年6月～7月頃に再度証明する必要があります。



「源泉徴収の追加対応は必要か？」

→個人払込の場合、追加対応は不要です。年末調整にて調整いただきます。
(事業主払込の場合必要)



「事業主の登録状況に変更があったら？」

→社名・所在地変更が発生した場合、帳票提出が必要です。
詳細につきましては、「事業主の手引き」をご確認ください。



「加入者が退職したら、何もしなくていいの？」

→個人払込の場合、特段の手続き不要です。(本人が手続き)

🔍 照会先

教育方法・その他全般
について確認したい場合

お問い合わせ
窓口はこちら

三井住友信託銀行 名古屋年金営業部 杉浦/所

052-242-7353

電話受付時間/平日 9:00~17:00

事務の詳細について
確認したい場合

お問い合わせ
窓口はこちら

三井住友海上・三井住友信託
個人型専用ダイヤル

0120 - 401 - 860 (通話料無料)

電話受付時間/平日 9:00~17:00

事業所番号について
確認したい場合

お問い合わせ
窓口はこちら

国民年金基金連合会コールセンター

0570 - 003 - 105

電話受付時間/平日 9:00~17:00

🔍 【ご参考】加入者様（個人）の照会先

資料請求や
商品情報は
こちら



コールサービス
での資料請求・
全般の
お問い合わせ
窓口はこちら

三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービス
iDeCo専用ダイヤル

0800 - 3000 - 401 (通話料無料)

電話受付時間※/平日 10:00~18:00
土曜 9:00~17:00

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から営業時間を短縮しております。
上記は2021年4月現在の情報です。最新の受付時間はWEBにてご確認ください。

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

🔍 よくあるご質問

❓ 「加入（申出）者から質問を受けてしまった場合どうすればよい？」

→加入者様の照会先に直接ご連絡いただくようご案内ください

❓ 「投資教育ってどうすればよいの？」

→各施設様で実施する場合、専用DVDをご提供いたします。
会議室等で上映会を行っていただくことで投資教育を行うことが可能です。
また、ご要望に応じて弊社職員お伺いしてセミナーを実施予定です。
詳細は、連絡先上段の弊社名古屋年金営業部までお問合せください。

❓ 「加入手続き書類はどうすれば入手できるの？」

→加入手続き書類は、iDeCo資料セットに封入されております。
(QRコードや弊社コールセンター経由でご請求)
加入をご検討されているご本人様から請求手続きをお願いします。



三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK



ワンポイントコラム：「iDeCoってどれくらいおトクなの？」



iDeCoに拠出した掛金には全額所得控除の対象となるため、
“iDeCoに積み立てるだけで”、大きなメリットがあります。

以下の表は、iDeCoに加入し、全く運用せずに積立のみ行った場合のメリット額です。

<60歳までの累計額。万円単位、万円未満四捨五入>

掛金額	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
毎月 5,000円 (拠出金累計額)	24 (240)	21 (210)	18 (180)	15 (150)	12 (120)	9 (90)	6 (60)	3 (30)
毎月 10,000円 (拠出金累計額)	72 (480)	63 (420)	54 (360)	45 (300)	36 (240)	27 (180)	18 (120)	9 (60)

▼ 最大まで掛金を拠出すると、**100万円**以上のメリットとなります！ ▼

毎月 23,000円 (拠出金累計額)	197 (1,104)	172 (966)	148 (828)	123 (690)	98 (552)	74 (414)	49 (276)	25 (138)
---------------------------	----------------	--------------	--------------	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------

※給与に対して20%の税率で60歳まで課税され続けたと仮定した場合に、60歳までの掛金額に対する非課税効果を計算したものです。
税制の変更、所得額等により、結果は異なりますので、ご注意ください。

※手数料は、各年齢から60歳まで加入者として毎月501円差し引かれた場合で計算しています。給付手数料、年金受給者手数料は考慮していません。